

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱

平成 2 1 年 6 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、がけ地の崩壊等により、市民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成 1 7 年 4 月 1 日付国住指第 3 2 4 9－2 号）に基づき、危険住宅の移転を行う者に対し、「防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金」（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「危険住宅」とは、がけ地の崩壊、土石流、なだれ及び地すべりによる危険が著しいため、建築基準法(昭和 2 5 年法 2 0 1 号。以下「法」という。)第 4 0 条の規定に基づき山口県建築基準条例（昭和 4 7 年山口県条例第 4 2 号。）第 7 条で建築を制限している区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 9 条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域に存する既存不適格の住宅（当該区域の指定等により建築制限の基準に適合しないこととなったものに限る。）、又はこれらの区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風、津波、高潮、出水等により安全上又は生活上の支障が生じたものであって、特定行政庁が是正勧告等を行ったものをいう。

(補助の対象等)

第 3 条 市長は、正当な権限をもって危険住宅の移転（以下「補助対象事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内において次の各号に掲げる経費について補助金を交付することができる。

(1) 危険住宅の除却等に要する経費

(2) 除却する危険住宅に代わる住宅建設（購入を含む）に要する経費

2 前項の補助対象事業を行う者は、次の各号に掲げる区分に応じそれぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 前項第一号の危険住宅の除却等 当該危険住宅の現に居住している所有者（相続により現に所有している者を含む。次号において同じ。）

(2) 前項第二号の除却する危険住宅に代わる住宅建設 当該危険住宅の現

に居住している所有者（第２条に規定する県条例で指定した災害危険区域、県条例で建築を制限している区域及び県知事が指定した土砂災害特別警戒区域が指定された日又は同条に規定する特定行政庁が是正勧告等を行った日以後に当該危険住宅の取得（相続による取得を除く。）した者を除く。）

３ 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の申請をすることができない。

（１） 補助対象住宅等を所有する者が、市税を滞納している場合

（２） 補助対象住宅等を所有する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員である場合

（３） 対象となる事業が、山口県又は防府市が行う他の補助金、資金貸付、利子補給金等を受けている場合

４ 第１項の規定による補助金の交付の対象となる経費の区分及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

（補助事業の事前申込）

第４条 補助対象事業を行う者は、補助対象事業を実施しようとする前年度の１０月末日までに、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業事前申込書（第１号様式）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合はこの限りではない。

２ 市長は、前項の申込書の提出があったときは、当該住宅が補助対象事業として適当かどうかを審査し、適当であると認めるときは、その旨を申込者に防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金事前申込確認書（第２号様式。以下「確認書」という。）を通知するものとする。

３ 確認書は、補助金の交付を申込者に対して決定したものではない。

（補助金の交付申請）

第５条 前条第２項の通知を受けた申込者で、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書（第３号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第6条 市長は、前条の補助金交付申請の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により、前条の申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の交付決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

（事業の着手）

第7条 補助対象事業の着手は、交付決定後に行わなければならない。

（事業内容の変更）

第8条 第6条第1項の交付決定を受けた申請者（以下「補助対象事業者」という。）は、移転事業の内容を変更しようとするときは、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書（第5号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（事業の中止又は廃止）

第9条 補助対象事業者は、交付決定後において、補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、速やかに、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業中止・廃止承認申請書（第6号様式）により、市長の承認を受けなければならない。

（補助金の額の変更の通知）

第10条 市長は、前2条の申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書（第7号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の完了報告）

第11条 補助対象事業者は、補助対象事業が完了したときは当該事業の完了した日から起算して14日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条の補助事業完了報告書の提出があったときは、その内

容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書（第9号様式）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行う。

2 補助対象事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書（第10号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取消することができる。

- （1） この要綱に違反したとき
- （2） 補助金の交付に関して付された条件に違反したとき
- （3） 移転事業等の施工方法が不相当と認められるとき
- （4） 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取消したときは、補助対象事業者に対し、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書（第11号様式）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書（第12号様式）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第15条 補助対象事業者は、移転事業の実施状況及び当該事業に係る収支についての状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備しておかなければならない。

（跡地の整備）

第16条 市長は、移転事業実施後の跡地についてその所有者に対して健全な形式に資する利用がなされるよう指導するものとする。

（報告及び指導）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象事業者に対して報告を求め、又は事業の実施に関して必要な指導をすることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。ただし、改正後の第3条第2項の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 補助対象事業費

経費の配分		間接補助事業者	補助事業の内容	補助対象額	補助率
移転事業に要する経費	危険住宅の除却等に要する経費（除却等費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅の除却等に要する費用を交付する事業	危険住宅の除去に要する費用については、事業実施年度における「住宅局所管事業に係る標準建設費等について」（国土交通事務次官通知別紙）第9により算出した除去工事費の額を1戸当たりの限度とする。 その他除去等に要する費用（動産移転費等）については、1戸当たり975千円を限度とする。	1/4
	危険住宅に代わる住宅の建設（購入を含む。）に要する経費（建物助成費）	危険住宅の移転を行う者	移転を行う者に対して、危険住宅に代わる住宅の建設又は購入（これに必要な土地の取得を含む。）をするために要する資金を金融機関、その他の機関から借り入れた場合において、当該借入金利子（年利率8.5%を限度とする。）に相当する額の費用を交付する事業	1戸当たり4,210千円（建物3,250千円、土地960千円）を限度とする。ただし、特殊土壌地帯及び保全人家10戸未満の急傾斜地崩壊危険区域については、1戸当たり7,318千円（建物4,650千円、土地2,060千円、敷地造成608千円）を限度とする。 なお、危険住宅に代わる住宅について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項に規定する市街化調整区域内であって、土砂災害防止法第7条第1項の規定に基づき都道府県知事が指定した土砂災害警戒区域内又は浸水想定区域（水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項に基づき国土交通大臣が指定した洪水浸水想定区域又は同法第14条の3第1項に基づき都道府県知事が指定した高潮浸水想定区域であって、浸水想定高さ3m以上の区域に限る）内に新築するものである場合は、原則として本事業による建物助成費の補助対象額を半額とする。	1/4

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業事前申込書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所
氏名
電話番号

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり申込みます。

記

除却住宅所在地	
除却住宅所有者	
除却住宅床面積	
除却住宅構造	
除却工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
除却跡地利用計画	
危険住宅に代わる住宅の建設計画等	

添付書類
位置図

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金事前申込確認書

様

第 号
年 月 日

防府市長 印

年 月 日付けで申込のありました、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業事前申込書については、補助対象事業として適当であることを確認しましたので通知します。なお、本確認書は、補助対象事業の内容及び補助金の交付を決定したものではありませんので、その旨申し添えます。

記

- 1 住宅等の所在地 防府市
- 2 申請の行うことのできる時期 年度

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名
電話番号

防府市がけ地近接等危険事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 円
- 2 補助事業完了予定期日
- 3 添付書類
 - (1) 危険住宅の除却等に要する経費 別紙のとおり
 - (2) 危険住宅に代わる住宅建設等に要する経費 別紙のとおり
 - (3) 危険住宅の位置図、配置図、がけ断面図
 - (4) 写真 2枚 各4部
 - (5) 市税の滞納がないことの証明書（完納証明書）
 - (6) 3ヵ月以上危険住宅に居住していることを証明する書類（住民票等）

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のありました、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、次のとおり交付することを決定したので、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により通知します。

記

1 補助金の交付決定額 円

2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容の変更をしようとするときは、市長に申請しなければならない。
- (2) 補助対象事業を中止又は廃止しようとするときは、市長に届け出なければならない。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業内容変更承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった、交付対象事業の内容を変更したので、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請します。

1 当初交付決定額 円

2 変更後の交付申請額 円

※ 補助金の額の変更が伴わないときは、1と2は空白にしてください。

3 変更内容

4 変更の理由

5 添付書類

交付決定通知書の写し
その他

第6号様式（第9条関係）

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった、補助事業を中止・廃止したいので、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 中止・廃止の理由

2 中止・廃止の年月日

年 月 日

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付変更通知書

第 年 月 日 号
様

防府市長 印

年 月 日付けで申請のありました、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業については、交付決定額を変更したので、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、次のとおり通知します。

1 当初交付決定	年 月 日 付け 第 号
2 変更の理由	
3 補助金の交付 決 定 額	変更前 円
	変更後 円

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業完了報告書

年 月 日

（宛先）防府市長

申請者 住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で決定のあった、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業が完了しましたので、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり報告します。

1 補助金交付決定額 円

2 補助事業の実施期間
年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

- （1）移転住宅の位置図、配置図（平面図を含む）
- （2）写真各4部（施工前、施工後）
- （3）除却等に要する費用（動産移転費等）については、施工業者の領収書の写し
- （4）建物助成については、金融機関等の融資契約書の写し又はこれに代わる証明書

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで報告のありました、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1 補 助 年 度	年度	2 補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
3 補 助 金 の 交 付 決 定 額		円	補助金交付決定（変更）通知書 第 号 年 月 日
4 交 付 確 定 額 － 交 付 決 定 額	円 （交付確定額－交付決定額）		
5 備 考			

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付請求書

年 月 日

(宛先) 防府市長

申請者 住所
氏名
電話番号

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 1 3 条第 2 項の規定により、次のとおり請求します。

1 補 助 年 度	年度	2 補助金請求額	円
3 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円	補助金交付決定（変更）通知書 第 号 年 月 日	
4 補 助 金 の 交 付 確 定 額	円	補助金確定通知書 第 号 年 月 日	
6 振込先金融機関等	金 融 機 関 名	銀行 金庫 農協	店
	口 座 番 号	普通 ・ 当座	番号
	口 座 名 義	(フリガナ)	
7 備 考			

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで交付決定（変更）・確定しました補助金については、交付決定の取消しをしたので、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、次のとおり通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 取 消 し の 理 由	
3 交 付 決 定 ・ 確 定 額	円
4 取 消 額	円

防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

防府市長 印

年 月 日付けで交付した補助金については、防府市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 補 助 年 度	年度	
2 返 還 命 令 額	円	
3 返 還 期 限	年 月 日	
4 補助金既交付額	円	年 月 日 交付
5 返 還 の 理 由		